

行政常任委員会

令和3年12月16日（木）

午前9時59分開会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

皆さんにおかれましては、本会議の終了後の行政常任委員会ということで、申し訳ございません。

今日の議題として、第7次尾鷲市総合計画の進捗についてと尾鷲市消防条例の改正（案）についてとその他報告が2件ほど入っております。

まず、市長のほうから挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、昨日までの定例会に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日は、第7次尾鷲市総合計画の進捗についてと尾鷲市消防団条例の改正（案）についてにつきまして説明させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、担当のほうで説明する前に、若干、私のほうから少し経過の説明だけ述べさせていただきます。

今回の常任委員会に至った経緯につきましては、皆様御存じのように、11月18日の日に、この第7次総合計画で委員会を持ったときに、各委員さんからいろいろな意見が出されまして、その中の集約版のほうへある程度記載されておりますので、また後ほど説明をしていただくということと、それと、この委員会終了後、パブリックコメントを、12月22日以降から来年の1月15日ぐらいをパブリックコメントの期間として考えているそうでございます。

パブリックコメントのまとまった後に、当委員会を再度開催して報告をいただきました後に、第8回審議会のほうで、最終的に市長への答申という形になろうかと思っております。

したがって、第7次総合計画の議案上程は、恐らく2月以降の臨時議会があ

れば、そのときに上程する予定じゃないのかなというような感じがしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、政策調整課長の説明をお願ひいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願ひいたします。

本日は、第7次尾鷲市総合計画（案）について説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今委員長もおっしゃっていただきましたが、本日は先月18日に開催いただきました、行政常任委員会にて御説明させていただきました総合計画案に対し、当日、議員の皆様からいただいた意見や先週10日金曜日に開催しました、第7回尾鷲市総合計画審議会にて議論いただきました内容を反映した最新の計画（案）をお示しさせていただきます。

なお、本日は修正点を中心に御説明をさせていただきますので、御了承ください。

まず、お手元にお配りさせていただきます資料1及び資料2について若干説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

ここには、通知をさせていただきましたが、第7次尾鷲総合計画（案）の主な修正箇所一覧として修正したところを修正箇所の該当ページ、見出し・項目、修正内容、修正理由をまとめさせていただいております。

また、フォントや西暦は歴表記の統一、誤字脱字等の軽微な修正を除きまして、資料1には、11月9日に開催しました第6回審議会以降に修正を行った分と、資料2は残り3ページほどございますが、先日の12月10日の審議会以降に修正した部分の資料1、資料2、同じ様式で同じ内容でございますが、審議会の開催日時によって分けさせていただいておりますので、御了承ください。

ですので、お手元に配りました修正箇所一覧を御参照いただきながら、今から説明する別冊ですね、計画案の説明をお聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第7次尾鷲市総合計画（案）の別冊に基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、別冊、計画（案）の目次の資料編を御覧ください。通知させていただきます。

目次はちょっとページがないのであれなんです、目次につきましては、資料編という場所がございますが、そこには、3、施策分野ごとの関連計画一覧という項

目と国土強靱化地域計画に係る4、脆弱性評価結果、5、策定の経緯・策定体制などのうち、(4)、部会別委員名簿、この3点を追加させていただきましたので、御了承ください。

また、計画書全体のボリュームといたしましては、審議会で委員の皆様にご議論いただくことも踏まえ、第3部、尾鷲市国土強靱化地域計画に個別事業計画を除く、随時変更を伴わない部分を全て掲載させていただいたこと、また、巻末の資料に脆弱性評価の結果を追加させていただいたことなどにより、トータルで50ページほど分量が増えております。御了承ください。

次に、12ページを御覧ください。通知いたします。

12ページから15ページまでに掲載しております各グラフにつきましては、先日の議会からの御意見を受け、最新のデータに修正をさせていただきました。

続いて、16ページを御覧ください。通知させていただきます。

16ページからの3、市民の声につきましては、総合計画策定に関するアンケートや尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査結果を踏まえた、今後推進すべき施策トップテンなどを追記させていただきました。

以上が変更点の主なものです。

次に、24ページへ飛びます。通知いたします。

次の変更点は、24、25ページに掲載してあります各グラフにつきまして、令和2年国勢調査人口が確定しました。速報値の1万6,257人に対し1万6,252人と5人の減少が確定しましたので、これに伴い推計値の再計算を行った結果、本市の取組による2060年目標数値が、8,054人から8,038人に16人減少となって修正をさせていただきました。

次に、29ページを御覧ください。通知させていただきます。

29ページから31ページまでの4、まちづくりの基本目標の考え方につきましては、再度、各担当課にて内容の確認を行うとともに、必要に応じて文章表現を修正させていただきました。

その中でも、30ページを御覧いただけますでしょうか。

基本目標の3でございます。人々が集い、活気溢れるまちを創るでは、第4部の基本計画との内容の整合性を図るため、カーボンニュートラルに関する記述を追記させていただいているのが変更点でございます。

次に、34ページを御覧ください。通知させていただきます。

34ページから始まります37ページまでですね。第4章、土地利用構想につき

ましては、前回は、文章と三つの図を掲載させていただいたにとどまりましたが、本年10月に策定しております尾鷲市都市計画マスタープランとの整合性を図り、掲載内容の見直しを行った上で掲載をいたしました。

次に、40ページを御覧ください。通知させていただきます。

40ページからは、第3部、尾鷲市国土強靱化地域計画でございます。

昨年度策定いたしました内容の確認と必要に応じた修正を行った上で、第1章、国土強靱化地域計画の基本的な考え方から、第5章、計画の推進と不断の見直しまで、随時変更を伴わない部分を全て掲載させていただきました。

なお、冒頭でも申し上げましたが、脆弱性評価結果は本文中には入れず、巻末の資料171ページからに掲載をさせていただきました。御了承ください。

続きまして、68ページの変更箇所を御説明いたします。通知します。

68ページからが、第4部、基本計画となり、まず、68ページから73ページまでが、第1章、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。

先月22日に第1回の尾鷲市地方創生会議を開催いたしました。そこでは、第7次尾鷲市総合計画案の概要を説明するとともに、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容についても御説明し、委員の皆様から御意見をいただきました。

基本的には随時変更を伴わない部分につきましては、委員からの意見と各課の見解を含め、一部修正を行わせていただきました。

なお、実現のための具体的な個別事業計画につきましては、今後、尾鷲市地方創生会議にて別途御意見をいただきながら作成してまいります。御了承ください。

次に、78ページから、ここからが第2章の分野別計画となります。御覧ください。

分野別計画全般に関する追記がございましたので、御説明をいたします。

79ページを御覧いただきますと、主要事業の事業欄の右端にマークがついておるとお思います。これは国土強靱化地域計画、または、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業が含まれているものについては、該当のマークを右端につけさせていただきました。これにより、国土強靱化関係か創生総合戦略関係かという区別がつくようにさせていただきました。

また、これまでの審議会で、関連計画の内容について、分野別計画と関連計画の整合性についての御意見をいただいたことから、再度確認を行い、追記修正を行っております。

また、分野別計画につきましては、修正箇所も多岐にわたることから、資料1、

資料２で確認をお願いいたしておりますが、主なものを説明させていただきます。

まず、資料１に関連しまして、８４ページを御覧ください。通知させていただきます。

８４ページ、ここは先日の議会、市議会からの御意見を伴います１－３、医療・救急の部門でございます。

先日の行政常任委員会で、小児科、産婦人科に関する記述を追記してはどうかとの御指摘を受けましたことに対し、主要施策①の主要施策名について、「医療提供体制の充実」という表題を「尾鷲総合病院の医療体制の充実」に修正をいたしました。

また、主要施策①の説明文の冒頭に、「安心して生み・育て・暮らせるまちを創るため、尾鷲総合病院において産婦人科・小児科の診療を継続し、一方で」という文章を追加させていただきました。

次の変更点は、１１６ページでございます。通知いたします。

１１６ページは、３－４、商工におきましては、まず、変更点としましては、現状と課題、１番上のところの１点目につきまして、おわせＳＥＡモデルに関する記載及び事業継承ですね、事業承継につきまして、記載の上、表現を修正させていただきました。

また、現状と課題の、次、２点目ですね、２点目に、みえ尾鷲海洋深層水に関する記載を追記させていただきました。

また、主要施策の②番、おわせＳＥＡモデルに関する記載の追記をし、表現を修正いたしました。

また、主要施策の③番に、「みえ尾鷲海洋深層水の安定分水及び利用促進」を追記させていただきました。これにより、主要施策③であった「消費生活の向上」が④となります。

続きまして、資料の１１８ページを御覧ください。

ここでは、３－５、観光・プロモーションの部門でございます。

まず、変更点としましては、現状と課題の１点目、「スマートフォンの普及」という言葉を「情報の入手方法」へ表現を修正いたしました。

また、現状と課題の３点目につきましては、賑わいの場づくりの必要性に関する記載を追記いたしております。

また、主要施策①の２点目に、既存の集客施設や発電所跡地の活用による交流人口、関係人口の増加に関する記載を追記させていただきました。主要施策の④も

「情報の入手方法」への変更で、同じでございます。

次の変更点は124ページです。御覧ください。

124ページ、3-7、関係人口におきましては、これは総合計画の審議会で御意見をいただきました、企業版ふるさと納税に関する記述を追記してはどうかとの意見を受けましたことから、現状と課題の4点目に、企業版ふるさと納税に関する記載を追加させていただきました。

また、これに関連して、主要施策の③に、企業版ふるさと納税に関する記載を追記いたしております。

次のページを御覧ください。

次のページ、125ページですが、指標の2点目に、企業版ふるさと納税件数を追加させていただき、用語解説に「関係人口コミュニティサイト」を追記させていただいております。

続きまして、132ページを御覧ください。通知いたします。

4-3、スポーツの部門でございます。これにつきましては、現状と課題の6点目に、SEAモデルに関する記述を追記しました。

また、主要施策④番の名称を「スポーツを通じた交流・地域活性化の促進」に修正をさせていただいております。

同じく、主要施策④の2点目には、SEAモデルに関する記述を追記いたしました。

次に、資料2に関連して、ページが少し戻りますが、96ページにお戻りください。96ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは、2-2、公共交通でございます。こちら審議会におきまして、現在、地域公共交通活性化協議会で話している内容、ダイヤ改正や集落支援、デマンド交通などを踏まえた記載をしてはどうかという御意見がございまして、現状と課題の3点目につきまして、「意見交換や、地区懇談会を実施し、実現可能な取り組みの検討や利用者のニーズ把握を行っています。今後、利用者の方はもとより、集落支援員など、さらなる意見交換を随時行い、公共交通の利便性の向上を図ってまいります」と表現を改めさせていただきました。

また、主要施策の①番でございますが、ここでも、「更には定時定路線とデマンド交通の組み合わせなど、尾鷲市の実情に適した手法を」というふうに修正させていただきました。

次に、98ページを御覧ください。通知いたします。

2-3、自然環境におきましては、ここでは、審議会におきまして3-2や3-3に表現がありますグリーンカーボン、ブルーカーボンなどの記載が現状と課題欄に書いてございますが、2-3、自然環境においてもカーボンニュートラルに関する記載を追記してはどうかという御意見を受けまして、検討の結果、現状と課題の2点目について、「カーボンニュートラルを目指す社会の流れも受け、市民の自然環境に対する保全意識の高揚を図りながら、更なる温室効果ガスの削減やごみ減量・資源化の推進に努めることが必要です」と表現を改めさせていただきました。

次に、154ページを御覧ください。通知いたします。

ここからが資料編となっております。

154ページから159ページまでは、1、目標指標数値の詳細・考え方と申しまして、各欄にございます目標数値等の詳細な考え方を一覧として掲載いたしました。

次、160ページを御覧ください。通知いたします。

160ページ以降は、167ページまで、2、用語集でございます。

続きまして、168ページを御覧ください。

168ページと169ページは、新たに追加させていただいたものでありますが、施策分野ごとの関連計画を一覧とさせていただきます。これにより、上位計画である総合計画の分野別計画にどのような個別計画がひもづいているか、一目で分かるようにさせていただきます。

次に、171ページを御覧ください。通知いたします。

171ページから186ページまでは、前回の審議会での御意見を踏まえ、国土強靱化地域計画における脆弱性評価の結果を掲載させていただきました。

次に、187ページを御覧ください。

ここでは、187ページからは、5、策定の経緯・策定体制などを掲載させていただいております。

以上が計画案の内容の概要でございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、改めて報告をさせていただきます。

本日の行政常任委員会での御意見等を含め、再度計画案を整理し、その後、パブリックコメントを今月下旬から実施したいと考えております。

このパブリックコメントの内容を踏まえ、行政常任委員会への再度の報告についても御相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

その後、来年1月中旬頃にかけて、最後の第8回尾鷲市総合計画審議会を開

催し、諮問、答申を行い、それを受けて、できれば1月下旬から2月上旬に議案を上程させていただきたく御相談を申し上げますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で、第7次尾鷲市総合計画案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ざっと変更点について説明していただいたんですが、以前の総合計画案に比べると随分と分かりやすい、判断しやすい資料もつけていただいたということで評価するわけなんですけれども。これ、あれです……。まあ、ええか。

先に、これについて御意見のある方。

○小川委員 116ページ、商工のところなんですけど、事業継承って書いてあるんですけど、事業承継の間違いですか、これ、字の。

○南委員長 小川委員、何ページですか、もう一度。

○小川委員 116ページ。

○南委員長 116ページ。

○小川委員 これから事業承継、産業界にとって物すごく大事だと思うんですけども、商工会議所のほうも取り組んでおりますし、これ、国で言われているのは事業継承じゃなしに、この字の……。

○三鬼政策調整課長 再度確認させていただきますが、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、訂正をさせていただきますので、お願いいたします。

○小川委員 それと、用語の解説のところにも事業承継、入っていないんですね。これから、これ、物すごく大きな問題になってくると思うんですけど、その用語解説ぐらい入れておいたらどうかと思うんですけど、その点いかがですか。

○三鬼政策調整課長 用語解説にも追記をさせていただきます。よろしく願いします。

○濱中委員 今の商工のところの隣のページ、117ページなんですけれども、ここに、主要事業の中に米印のあるものがありますね、産業開発促進事業、これは事業期間が2022年からですというふうに説明が入っているんですけども、これ、全体のこの主要事業の中には、ほとんど現在もう既にやられているものがほとんどなのかなと思うんですけども、その中で、例えば今1点気がついたものの中に、まだこれから始まる事業というのが幾つかあったように思うんですけども、それはやはり説明は必要ないのかな。説明したほうが、現在やられていなくて、今

後やられていくものに関しては、こういうふうに商工のこの項目のような形があると分かりやすいのかなという気がしてしまっただけなんですけれども。

例えば今通知しましたけれども、79ページ、この主要事業にあるものは、もう実施しますとかというふうな言葉になっていると、今からなのかなと思うけど、これ、ほとんどが全部、現在進んでいる事業だと思うんです。

その中に認定こども園事業が入って、これは22年からになるというような形のものがあって、これには説明がついていないんですけれども、そういった次年度以降に計画されている主要事業に関しては多いのかな、その説明を入れるにはというふうにして、まだ全体が確認できていないんですけれども、その辺りの説明はいかがですか。

○三鬼政策調整課長 説明が不足して申し訳ございません。

ちょっと一つ御説明させていただきたいのは、この117ページの産業開発促進事業に米印がついてございますのは、地方創生推進交付金で年度が限られて行っている事業を、2023年が最終年度ということで改めて掲載させていただいたことですね。今委員御指摘の「実施します」という表現が現在進行形なのか、これから始まる事業なのかというちょっと区別がつきにくいというお話だと思います。

基本的には、令和4年度から始まる総合計画ですので、令和4年度から始まるということを前提におきまして、現在もやっているけど、令和4年度から始まるのも実施しますという言葉にさせていただいております。

ですので、先ほど御指摘いただいたこの産業開発促進事業のように、終わりが定められていて、特別に表記をする必要があるものと、継続性が前提で、そういう表現が少ないものも改めてちょっと確認をさせていただいて、表現が正しくなるようにちょっと修正はしたいと思いますが、この米印がついているのは、もうここぐらいしか正直ないんです、終わりが見えているのは。

それも含めて、来年から始まる事業は、恐らく現在している事業も含めて、こういう「します」という表現で言うべきだと思いますので、それはちょっと御理解いただきますようお願いいたします。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 基本的なことをお尋ねしたいんですけれども。

まず、6ページ、計画の役割というところに、計画書を作るのが第7次尾鷲市総合計画の目的ではないので、計画の役割というところが、全く計画書を作るために、市民に分かりやすい計画書、誰もが手に取って読んでいただける分かりやすい計画

書を作るための総合計画ではないんですよ。

それで、まず、計画をつくるに当たっては、③番の市民参加による分かりやすい計画づくり、例えばまちづくり協議会など、市民の意見を直接反映するための、まず、母体をつくり、そして、それを市民の皆様に見える化し、最終的に審議会でそれがどうかというのをやっていくんであって、この計画の役割というのが、あたかもこの本を作ることが目的のように書かれているのが、これをまず、訂正していただきたいなと思います。

○三鬼政策調整課長　　ちょっとこちらの考え方、ちょっと述べさせていただきますが、ここに今回の計画の特徴として、策定過程の見える化、実現性・実効性を確保した計画であること、市民参加による分かりやすい計画づくり、これは心がけさせていただいております。

ですので、委員おっしゃるように、計画書を作ることが目的ではございませんことは私たちも重々承知しております。

というのは、やはり今回、審議会の35名の方々に活発に御議論いただきながら、ホームページ等で情報公開を促進しながら、いろんな御意見もいただきながら、また、市民参加のまちづくりアンケートの結果も取り入れながら、一步一步、市民参加による分かりやすい計画づくりに努めさせていただいておりますし、今後、これが始まったときには、毎年のPDCAを含めた市民アンケート、それを含めた市民からの直接の声もあるでしょうし、市民の代表である議員の皆様からの御指摘も踏まえて、それはしていくべきものだと考えておりますので、そういう意味合いで計画づくりに努めておりますので、計画書を作ることが目的でないというのは、私どもは重々分かっております。

○中村委員　　アンケートというのは、そもそも、こちらが設定した質問に対して答えていただくだけのものであって、まず、その総合計画をつくるに当たっては、まちづくり協議会のように、直接問題点を市民の皆様からいただいていくという姿勢が大事なんですよ。

アンケートというのは、設問がまずあるわけですよ。それに答えるだけのアンケートでは、市民の広い意見が反映されていないということがあるので、まず、それが、総合計画をつくるに当たって毎回アンケートを基にというのは、やっぱりやめるべきやと思うんです。

それから、いいですか、7ページ。

7ページの実施計画において、PDCAサイクルを入れていただいたことは非常

に評価できると思うんですけども、その最後、「事業の組み替え・見直しを行い、適正かつ臨機応変な事業の進行管理を行います」と書かれているんですけども、140ページの行政運営のところにおいて、財政状況が、「厳しい財政状況が続いていることから、事業の「見直し」や「選択と集中」が必要です」と書かれているように、この整合性を取っていただいて、臨機応変な事業の推進管理は抜いていただきたいと思います。

これは見直しを行うのであって、その後、事業の推進するのか管理するのかというのはそのとき決めるものであって、ここに入れる文章ではないと思います。もう一度考えていただきたいと思います。

それから、8ページ、災害リスクの上昇と安全というところの下から2番目に、「理論上の最大値として、17mもの津波が到達するとされており」という一文があるんですけども、最近頻発する地震において、結構その数値の見直しが行われておりますので、当市においても、もう一度その津波のシミュレーションのちょうど今、古江に測量所がありますので、そこに大きなコンピューターがあつて、きちつとお願いしたらシミュレーションが可能だと思いますので、ぜひその津波に対する最新のシミュレーションをしていただけますようお願いしたいと思います。

○三鬼政策調整課長　　今3点ほど言われましたので、ちょっと順に答えさせていただきます。

まず、計画を進めていく上での市民の声をどう反映させるかということは、私ども策定時には項目ごとのアンケートを取らせていただきますし、なお、自由記述も相当いただいております。

やはり市民の声を聞く機会は、市民懇談会をはじめ、広聴の機会はこれから増やしていかなければいけないと思いますし、現在の審議会による意見出しでも非常に多くの市民の声をいただいておりますので、その辺は、多くの市民の声を聞くということは充実させていただきたいと思いますので、市民アンケートは重要項目として継続をさせていただきたいと思っております。

2点目の実施計画における、いわゆるPDCA、臨機応変な事業の推進管理と140ページですか、の行政運営のところのところにつきましては、基本的には、やっぱりPDCAは私ども実施計画を管理させていただいておりますが、やはり財源を伴う事業でございますので、その辺については、もうちょっと整合性は確認をさせていただきますが、そんなに乖離はしていないのではないかなというような私は印象を受けておりますので、改めるべきところがあれば検討させていただきますが、

再度持ち帰って表現をいたします。

あと、最後1点、津波のシミュレーションは、三重県が17メートルという数値も、過去の地震における津波から導かれる数字を超えた理論上最大、いわゆる考えられる数値ですので、過去に経験がないけど、今後、理論上最大数値として17メートルを尾鷲市内のある地区において推計されておりますので、それを私どもは県の推計値ですね、それを今根拠とさせていただいております。

委員おっしゃられる古江にある施設でそういうことができるのかどうかは確認はしておりませんが、基本私たちは、県が推計している理論上考え得る最大の数値を参考に進めておりますので、それは、今後もそれを前提としてさせていただきたいと思っております。

○中村委員 地域防災計画は、自治体、要するに尾鷲市が主体となつてつくるものであり、県に仰ぐものではないと思っておりますので、自主的な自主防災、地域防災の考え方として、随時見直していただきますようお願いしたいと思っております。

それと、15ページ、財政、「尾鷲市の財政は依然ひっ迫した状況が続いており、持続可能で健全な行財政運営を行っていくためには、行政のみの力ではなく、住民同士が助け合い、行政と共にまちづくりに参加し、地域を支え合う共助・市民協働の意識を醸成することが重要となります。」。

尾鷲市の今約100億ある市債、借金、そして今からされようとしている大型の市債、それについて、執行部、市長、それから管理職以上、そして私たちこの議会が責任を負うものであって、逼迫していく財政について共助、市民協働の支え合うというこの文言っておかしいと思うんですよ。

これについて、防災について共助、公助というのは意味分かりますけれども、どうして財政について、ここにこの一文が入っているのかというのについて非常に疑問なんですけど。

○三鬼政策調整課長 確かに行政を進めていく上で財源をどう使うかというのは非常に重要なことございまして、市債の残高、今後の事業進捗における管理ですね、それにつきましては、執行部が責任を持って計画していかなければいけないものです。

その中で1点、やはりこういう財政状況が厳しい中での総合計画に掲げる事業の進捗におきましては、やはり市民と協働していろんなことを考え、いろんなことを実行していく上においても、財政のことも非常に大事なことです。それも含めて市民からの意見や市民と考えていくことは1個も欠かせませんので、ここにこの

記述をさせていただくことにつきましては、審議会の中でも統一した見解としてさせていただいておりますので、ここにこの記述をすることが不適切かどうかという点では考えておりませんので、御理解ください。

○中村委員　それならば、言葉として市民の意見を真摯に受け止めますとか、多数の御意見をお待ちしておりますとかという言葉にするべきであって、これはどう考えてもそういうふうには読めないなので、文章をもう一度考え直していただきたいと思います。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

ちょっと待って、いい……。

他に委員……。

中里委員、ページ数をしっかり言ってからお願いいたします。

○中里委員　22ページなんですけれども、まちづくりの将来像というところで、大枠書いて、いろいろ骨組みみたいなのが書いてある場所だと思うんですけど。

この下のほうに地域強靱化、S o c i e t y 5 . 0、S D G s、脱炭素社会と書いてあるんですけど、この文言が、S o c i e t y 5 . 0と違って結構かなり広い意味なんですけど、下の地域コミュニティとかはかなり細かく取り出しているんですけど、それは何でこのS o c i e t y 5 . 0は大きく入れられているのかなと、文言を使われているのかなと。

○三鬼政策調整課長　関連して御説明させてください。

総合計画の26ページを御覧いただきたいと思います。

第3章、まちづくりの基本目標のところ、今回、これが非常に審議委員さんも含めて議論はしていただいたところです。

今回、永遠の理念としてこの尾鷲市民憲章を掲げさせていただいたのは、従来、御説明を差し上げているとおりになんですけど、これから10年、尾鷲市のまちづくりを掲げるに当たって、重要かつ横断的な視点として、この7項目を挙げさせていただきました。

やはり国土強靱化をはじめとする地域強靱化、現在、世界的に進められておりますS D G sの考え方ですね、持続可能な、いわゆる開発目標といたしまして、日々の生活も含め、今後、産業を続けて、持続可能な地球を存続していくために様々な取組が必要だということ。

あと、尾鷲市も含めて関係人口増加、尾鷲市の実際に住んでいただく人たち以外

にも尾鷲市を応援していただいたり、尾鷲市に関係していただく方の人口の増加。

S o c i e t y 5 . 0 というのは御存じだと思いますが、いわゆる次の世代の、今は S o c i e t y 4 . 0 の社会が築かれておりますが、S o c i e t y 5 . 0 はもう少し進んだ、いわゆるデジタルでも今双方向が当たり前ですが、さらに一歩進んだ S o c i e t y 5 . 0 という概念が示されております。

やはり私たち10年前には、今のようなこういうスマートフォンが普及して、こういう社会になっていることがなかなか想像つかなかったこともあって、この10年後、どういう社会がスタンダードになるのかという視点を忘れてはならないということも含めて、国が推奨しております S o c i e t y 5 . 0 という、いわゆる新しい生活様式に合わせたことも非常に大事ですので、組み込ませていただいております。

あと、地域コミュニティ、脱炭素社会、カーボンニュートラルですね。あと、持続可能な行財政運営、この7点が審議会の中で、10年間のまちづくりの重要かつ横断的な視点として定められていることから、ここにもちょっと記載をさせていただいた次第ですので、御理解よろしくお願いいたします。

○南委員長 よろしいですか。

○中里委員 ページが128、あっ、ごめんなさい121。

○南委員長 129。

○中里委員 はい。あっ、121です。

移住・定住の部分の奨学金貸付事業の部分なんですけれども、貢献してもらうことを目的に奨学金を貸与しますという文言があるんですけれども、こちらは貸与のみではなく、給付型も入れていただきたいという希望がありまして、この貸与しますというだけの文言にしてしまうのはどうかなと思っているんですけれども。

○三鬼政策調整課長 奨学金貸付事業、現在、主要事業としてさせていただいているものを明記し、今後も続けていくということを前提に議論をさせていただいております。

委員御発言の、いわゆる貸与ではなしに給付型ですね、それにつきましては、今後、いわゆる尾鷲市の実施計画を含めた運営の中でどういう方向性を出すかというところがまだ導き出せておりませんので、表現することは今はしておりません。

ですので、一度ちょっと持ち帰らせて検討はさせていただきますが、不確かな事業のまま掲載することは控えたほうが良いという意見も含めて、そういう整理を全体的にさせていただいております。

○中里委員　　そうしましたら、貸与しますという文言を限定しないでいただきたいなと思って、今後検討のうちに入らせていただく内容なのであれば、限定しないでいただきたいなと思います。

○三鬼政策調整課長　　現状では貸与が基本で、地元就職していただいた方で、何年を勤めれば免除ということもございますので、それがどういう表現がふさわしいかは一度検討させていただきますが、給付型というところまで踏み込んだ形にすることは、ちょっと現時点では難しいように思いますので、御理解ください。

○南委員長　　他にございませんか。

○内山副委員長　　すみません。168ページの施策分野ごとの関連管理計画一覧と書いているんですけども、どこかの計画に図式で表されたのがあったんですけど、ちょっとごめん、記憶があれなんですけど、ここの部分は図式で示してもらうことというのはできないんですか。

上位法があって、順番にあった、どっか……。ごめんなさい、記憶が。順番、1番があって、2番、3番ってあると思うんですけど、例えば1番があって、これ、全部が同じ、同列だったら分かるんですけども、1番、2番、3番という列があるように思うんです。

○南委員長　　どこ。ちょっと……。

○内山副委員長　　168ページのこの全部。

○南委員長　　どこ。ちょっと送って。構わん。

○内山副委員長　　だから……。

○南委員長　　ちょっと答弁待ってください。ちょっと送ってもらいます。

(発言する者あり)

○南委員長　　二十……。

○内山副委員長　　これ、施策の体系やもんで。

すみません。それじゃなくって、ごめんなさい、何年か前やかやったかな、私がちょっと勉強しよる中で、この計画を図式化されたのがあったように思うんですよ。上位法があって、2番目、3番目……。

どれ。

○南委員長　　これ、これ、これ、これ。

○内山副委員長　　こういうのじゃなくって、ごめんなさいね、もっと具体的に計画が全部載るのがあるんですよ。だから、そういうの、うん、そういうの……。

○南委員長　　それじゃ、それじゃ、送って。

(発言する者あり)

○内山副委員長 違う、違う、違う。

だから、この計画だけをしておるのが、多分ここの資料の中……。

(発言する者あり)

○南委員長 ない。

○内山副委員長 例えば1番に、はい、総合計画があります。これ、前回のやったかな、2番目に……。

(発言する者あり)

○内山副委員長 いや、順番。1番、2番、3番……。

○南委員長 ちょっと答弁を求めます。これ、あれよりか、もう全然話が見えんです。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 基本的には全ての計画の一番上位が、尾鷲市総合計画であるということは間違いのないと思います。その下に、都市計画の一番最上位になるものは、都市計画マスタープランであるという位置づけは確かにあると思います。

特に、国から示されております国土強靱化計画は、全てにとってのアンブレラとしての一番傘になるというので、国としては一番上位に置けという話なんですけど、尾鷲市としては、今回の第7次では、まちづくりの総合計画と国土強靱化は並列であるという考え方の下、一番最上位に置かせていただいております。

その他の計画につきましては、多分個別はたくさん順位があるとは思いますが、基本的には、この中に並べさせていただいたどれが上位で、どれが下位で、1から順番に名前をつけるというものではないという認識でおりますので、当然それぞれの分野において上位になる計画というのはあるとは思いますが、全体の中ではそういう考え方でおりますので、御理解をいただければと思います。

○内山副委員長 分かりました。

○南委員長 副委員長、よろしい。

○内山副委員長 はい。

○中村委員 それでは、51ページの……。1-3、広域にわたる津波などの多数の死者の発生というところに、下から1、2、3行目のところに、「津波浸水区域等の危険区域内にあり、かつ耐震基準を満たさない公共建設物について、耐震化のみでは十分な安全を確保できない場合は、危険区域外への移転、建て替えを促進する。」というのがあるんですけども、この中に、新たな公共施設を危険区域に

は建てないという国の方針に基づいて、それも入れていただきたいと思うんですよ。

○三鬼政策調整課長 私ども国の指針も踏まえた国土強靱化の、いわゆる尾鷲市の考え方をここにまとめさせていただきました。

ですので、今、津波浸水域で事業を行うことが、国の方向ではそういう記述もされていることはあるのですが、やはり津波浸水域をどう捉えるかということも含めて、この危険区域外への公共建築物の移転等という、いわゆる方針を尾鷲市もここに記載はさせていただいております。

しかし、今後、こういうところで事業をするときには、どういうことに留意を置いてするということも含めて、今委員がおっしゃったような内容に記載するまでには至っておりませんので、その辺は、国の方針に基づいた尾鷲市の方針の一つと御理解いただきたいと思います。

○中村委員 それでは、53ページ。

その中で、備蓄なんですけれども、市民などに対しては、できれば1週間以上の食料品や飲料水と物資の備蓄を啓発する、それを言っておきながら、市としては、この前お聞きしたら3日分と言っていましたよね。

市の備蓄体制の中に、浸水域に給食センターを造れへんかったら、前も言ったと思うんですけど、1週間以上の子供たちの備蓄米ができるんですよ。

それで、この中に、企業と市民へは1週間以上のって書くんやったら、市の備蓄体制も1週間以上というのはここに明記するべきじゃないんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに自助、共助、公助の中で、国、県の支援がいつの段階で受けられるのかということを中心に、この日程は設定させていただいております。やはり市民の中では、いわゆる常からの備えを十分していただくということをお願いするのも一つですが、やはり自分でできること、あと公的な援助をですね。

ですので、今県との、いわゆるそういう災害時の救援物資の体制につきましては、4日目以降の体制を県も考えていただいておりますので、その点で最低3日間、できれば1週間以上ということは、市民にお願いしております。

その中で、尾鷲市の防災計画、地域防災計画に基づき尾鷲市のほうでも備蓄はさせていただいておりますが、それは年に1回の防災会議の中でも議論されていくことだと思いますし、こういう方針につきましては、国、県の今の現状、方針も踏まえた中で記載を整理させていただいております。

○中村委員 それでは、59ページ、下から1、2、3、4番目の合併浄化槽へ

の、災害に強い合併浄化槽への転換の促進を図るって書かれているんですけども、これ、今補助金をつけられていると思うんですけども、これ、耐震配管があるんですよ。それ、フレキシブルの耐震配管についてということを書かれているんですか。

○三鬼政策調整課長　　すみません。ちょっとそこまでちょっと私ちょっと確認を取れておりませんので、また改めて確認をさせていただきますようお願いいたします。

○南委員長　　それでよろしいですか。後で確認でね。

○中村委員　　それでは、61ページ、7-2、ブロック塀について。

ブロック塀は、前回のどこかの地震で小学校の女の子が死んで、すごくあれになったと思うんですけども、本当にブロック塀ってもう危険なんですけれども、何年か前まではこれの撤去についての助成金があったような気がするんですけども、これについてももう一度考えられるというのか、啓発だけではなく、何かもっと具体的なことが書けないんですか。

○三鬼政策調整課長　　確かにこういう倒壊のおそれのあるものにつきましては、一時期、尾鷲市においてもブロック塀の撤去をさせていただいた時期がございます。

そういうあらゆる危険因子をどう捉えて、どう備えていくかが国土強靱化計画の基本ですので、ここにどういうところまで書けるかも含めて、もう一度ちょっと検討はさせてください。確認も含めて検討させてください。

○南委員長　　今のブロック塀につきましてはね、大阪で、今言われた事故の後、国の通達で、尾鷲市としてもかなりの尾鷲小学校のブロックを撤去したり、規則か要綱の中で決めていますよね、たしか。

○下村副市長　　昨年、その事故を受けて、市の公共施設のブロック塀の撤去、あと通学路に面した市営住宅等のブロック塀は撤去させていただいて、新たなフェンスを設置させていただいたという経過がございます。

○南委員長　　それと、個人にも助成制度があったと記憶しておるんですけど、また後ほど分かったら、それはまたお答えしていただきたいと思います。

よろしいですか。

○中村委員　　64ページ、8-5、広域地盤沈下などによるというところがあるんですけども、「地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データなどに基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る」、これって、市独自でされるんですかね、全域を。

それと、その下、「公共施設の設置に当たり地盤改良などによる被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては、関係機関と十分な連絡・調整を図る」と書かれているんですけども、実際、これを実施していこうと思うと莫大なお金がかかります。

今言ったブロック塀などというのは微々たるお金なんです。財政危機、いろいろなど言われているんですけども、こういうところは何ぼでもお金かけるけど、ちっちゃな安全についてはどれにもお金をかけない。本当にトイレの耐震配管されると、地震あったときにトイレが使われへんということがなくなるんですよ。それについて本当に考えていただきたいなど。

それとか、今のブロック塀、本当に安いお金です。そうやけど、この地盤調査と地質調査、地盤調査、そしてそれに対する耐震化というのは、液状化を阻止しようと思ったらすごいお金なんです。

それをここに書き込んで、その後、財政が逼迫したら自助、共助で、あんたら考えてくださいというのは、これが本当にこの第7次の姿であるのかというところに、非常に何かちょっと違和感を感じているので、ここらのところももう一度よく考えていただきたいなと思います。

○三鬼政策調整課長　確かにこういう広域の地盤沈下によるところですね。やはり液状化危険度の把握、いわゆるそれと、あと地盤改良、これにつきましては、やはり必要に応じて検討していくということになると思います。

大きな財源を伴いますので、これを計画的にしていくのか、それともある事業において特化的にやるのかということも含めて、こういう記載を基に、この記載を基に検討していくということになると思いますし、小さく災害防災できる補助金等から、こういう大きな費用が要るところまで考えておりますが、これが記載したから市全域的にするということは考えておりません。

ですので、個別事業において、必要性に鑑みて実施していく根拠としたいと思っております。

○中村委員　それでは、今からちょうど人口の推移の表が出ているので、長期的な借入れを行った場合、今から23、20年とかという返済が始まると思うんですけども、人口が6,000人とか8,000人になってくるということまでちゃんと表示をしていただいて、どの事業をするかというところを明確に市民に示すというような一文を入れておいていただきたいと思います。

○三鬼政策調整課長　すみません。どこの部分のどの表現にということか教え

ていただいてよろしいでしょうか。

○中村委員　ごめんなさい。人口推移がありましたよね。人口推移の表。何ページやったっけ。ごめんなさい。24ページ……。

○南委員長　25ページ。24、25。

○中村委員　ごめんなさい。24、25、出していただけますか。

その中で、あっ、これじゃなくて24かな、24、すみません、24やね。24の中で、尾鷲市の取組による上昇というのと、社人研推……。そうやから、違うところが出した人口推移の表がありますよね。

これ、長期的な、例えばごみの広域でも2028年ですか、約2030年としたときに、尾鷲市としては1万3,000人の人口があると見込んでいて、違うところでは1万2,000人。そして、それが、例えば20年で終わるときに、尾鷲市は9,200人としていますけれども、違うところの推計では6,294人というふうになっていますよね。

どの借入れをするときも、その人口推移で1人当たりの負担がどういうふうになるのかというのを明確に示して、全ての事業費がどういう推移を、借金を返すのにどうなるかというのを示していくPDCAというものの考え方の中に、必ず人口推移と税収が入ってくるというのを示すというのをどこかに入れていただきたいなと思うんです。

○三鬼政策調整課長　今おっしゃられる、いわゆる事業の将来の計画性とか、そういうところは、それぞれの事業で判断するところであると思いますし、一つ財政計画においても、5年をめどに書かせていただいております。

そういうことも踏まえて、これは、あくまでもまち・ひと・しごと創生総合戦略の基となる将来人口の見通しでございますので、それから読み取れるところは、各種計画において要因は違ってくると思いますので、それぞれの計画の中で将来人口を参考にどういう、例えば排出量があり、どういう処分力が必要なのでどういう計画を立てるかというところは、それはそれぞれの計画でするものと思っておりますので、ここに特に掲載する必要はないと考えております。

○中村委員　それでは、79ページ、上から2行目に、「認定こども園や保育園、幼稚園における子供の生き抜く力を育む教育・保育活動の充実に努め、家庭や行政、学校も連携し、小学校への円滑な移行を促進します」と書かれているんですけども、ちっちゃな子供は別に幼稚園へ、いや小学校へ円滑に移行するために幼児教育が必要なんじゃないんですよ。

幼児教育というのは、幼児の人格として、幼児の能力と自主性を高めるということが主眼であって、小学校への円滑な移行を推進するための教育ではないので、この一文もちょっと考えていただきたいと思います。

- 三鬼政策調整課長　この表現につきましては、やはり私も以前ちょっと福祉保健に携わらせてもらいました経験から申し上げますと、やはり小学校からが義務教育でございます。

その中で、保育園、幼稚園も含めて未就学のときにどういう、例えば教育、保育をして、それが後々の人間形成においてどういう役割を担うかというのは御存じのことだと思いますが、やはり小学校1年生の、いわゆる壁とかという、そういう障壁もあるのも事実でございます。

そのために幼稚園教諭、保育園教諭は、いわゆる就学予定の子供たちのいろんなケアをしながら、速やかに移行して、小学校の生活になじめるようにいろんな情報交換を行いながら、日々、保育園や幼稚園の教育に当たっているのも事実ですので、そういうことも踏まえて担当課、審議会の中でも議論して、この表現はさせていただいておりますので、それがあたかも何かずれているような表現には当たらないというふうに感じますので、よろしくをお願いします。

- 中村委員　それは実務であって、ここに書くべき文言ではないと思うんですよ。実際、今言われたことは全て正しいと思います。そして実際、心を砕いていただいているというのは事実なんですけれども。

ただ、幼児教育の目的というのは、小学校へ円滑に移行するためのものではないので、それは実務レベルのところで書いていただきたいなと思います。

- 南委員長　中村委員の細かい分野については、理解はできないこともないんですけれども、やはりこの今回の委員会審査に当たりましては、冒頭、課長のほうから説明がございましたように、35名の審議会メンバーで、市民アンケートを基に、いろんな市の計画事項の資料を基に積み上げてきた、今回の第7次総合計画の資料でございますので、細かい部分についてはそれぞれの思いで意見の相違があろうかと思っておりますけれども、大まかなことである程度理解はしていただきたいなと私自身思うんですけど。

細かい部分に入っていくと、もっともっと時間を要していかなければならないということでございますので、あくまでも尾鷲市の10年間の大きな基本計画でございますので、そこら辺あたりは理解をしていただいて、その後に、前期、後期、あるいは実施計画といった感じで進めていくことでございますので、一定の理解はい

たしてほしいなど審査をする委員長として思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○中村委員 本当は、こういう議論をまちづくり協議会などの細かいところですーっと積み上げてきて、ここへ持ってくるはずやと私は理解しているんですよ。

ほんでね、今、皆さんが審議していただいた結果やからと言っていただいたんですけども、実際にこれをそんなに資料を、例えば1週間とか1か月前に、審議委員の皆さんに渡して読み込んで、これが審議されたのかという問題が1点。

私らでも、これ、昨日もらった資料ですよ、この百何十ページを。これを1日のうちに全部見て、チェックしろってできる話じゃないんですよ。

これを長期的やからどうでもええとか、言葉はどうでもええじゃなくて、この総合計画というのは本当に大事なもんやから、もうちょっと時間をかけて、ちゃんどつくっていつていただきたいなって思います。

以上です。

○南委員長 要望として捉まえさせていただきます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、先ほどの冒頭の説明で、パブリックコメントですね、12月20日以降から来年度の1月の中旬を目指してパブコメを取ると理解してよろしいですね。

○三鬼政策調整課長 今日いただきました意見もちょっと整理させていただく時間を含めて、できましたら来週中には始めさせていただいて、おおむね3週間を計画させていただいておりますので、それを実行させていただきたいと考えております。

○南委員長 まず、パブコメの後に、また当委員会のほうへ、その内容については提示をしていただくということで御理解を賜りたいと思います。

それと、第8回審議会で最終的な市長に答申をすると理解してよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 パブリックコメントの内容におきましては、それを整理した結果、行政常任委員会の開催を御相談させていただきたいと思っておりますし、その後、委員長おっしゃられました第8回の審議会にて諮問、答申でそれをさせていただきたいと考えております。

○南委員長 特に最後で市長、第7次について特にコメントはございませんか。

○加藤市長 前にも申し上げさせていただきましたけれども、要するに基本的に

第6次の後期基本計画を、まず、これを見ていながら、第7次においては、これから2022年から10年間、やはり国内情勢云々等々も全部含めながら、今、国としてどう行こうとしているのか、それと同時に、尾鷲市としては、この10年間どういう形でまちづくりをやろうとしているのか、こういうことも含めながら、私は審議会のほうに諮問いたしまして、結構な議論をいただいていると。

それを行うに当たって、先ほどからいろんなお話が出ておりますけれども、基本的には一応、結構なたくさんの方々に参加していただきながら、市民に分かりやすく、そして実現性、実効性のあるこういう計画に向けて、今審議会のほうに委ねておりますので、こういう基本的な形を進めていながら、最後、1月の末に開催する最終的な審議会でその諮問を受けてやっていきたいと、このように思っておりますので、特に議員の皆様方からいろんな御意見も頂戴しておりますけれども、一応それぞれそれぞれ、一応真摯に検討させていただきますけれども、その辺のところはまた審議会のほうにお諮りしながら、来年度からスタートするこの第7次尾鷲市総合計画をきちんと仕上げたいと、このように思っておりますので、ぜひ御協力のほどよろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

確かに第7次総合計画の進捗については、コロナ禍の中で審議会のメンバーの皆さんには本当に御苦勞、また執行部のほうも大変な日程調整等で大変だっただろうと思っておりますけれども、いま一度、最後のラストランへ入っておりますので、十二分に審議会の方の意見に耳を傾けていただきまして、すばらしい総合計画をつくっていただくよう、心からお願いをいたします。

ここで10分間休憩します。ありがとうございます。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時20分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、防災危機管理課から、尾鷲市消防団条例の改正(案)についての説明を求めます。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしく申し上げます。

それでは、尾鷲市消防団条例の改正(案)について御説明申し上げます。

まず、条例改正に向かう消防団の現状と課題を述べさせていただいた後、資料に基づき条例改正に係る概要説明をさせていただきます。

消防団は、仕事を手に持ちながら我がまちを災害から守るという使命感の下、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っております。

平常時には、現在193名の団員が定期放水訓練、火災予防啓発活動、大規模災害に備えた技術の習得、消火技術の向上を目的とした操法大会出動などに取り組み、備えを強化し、火災時にはいち早く初期消火活動を、台風時には、防潮扉の操作や倒木の撤去などの災害応急対策に尽力していただいております。

このように、地域を守る取組を行う中核的な組織であります消防団の処遇につきましては、その活動に報いるべく年手当や出動手当、訓練手当が条例に基づき支給されておりますが、これらの手当の額は市町によりばらつきがあり、本市の状況は、年手当は県内29市町の中で低い額の市町から数え2番目で、県内市町平均額の約4割の額、出動手当及び訓練手当は、おおむね県内市町の平均額と同等であります。

このような状況の中、ちょうど1年前の令和2年12月15日付で、総務大臣から全国の自治体に対し、消防団員の処遇改善を求める趣旨の書簡が発出されております。

その内容は、災害の多発化、激甚化と消防団員数の減少により、一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑みると、その労苦に報いるため、手当の引上げによる消防団員の処遇改善が不可欠であるというものであります。

令和3年第1回定例会の行政常任委員会では、手当の改正に係る御意見もいただいたこともあり、積極的に近隣市町の改正に向けた検討状況についての情報を把握しながら、検討をまいりました。

他市町においても、多くの市町で消防団の処遇の見直しが検討されており、今年度中の条例改正を目指しているところが多いと伺っております。

今の段階での他市町の検討状況を踏まえた上で、本市の消防団に係る処遇改善について、資料を基に御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

消防団手当の改正についてであります。

令和3年第1回定例会の行政常任委員会で提案のありました消防団員の手当の改正について、今日まで検討を重ねてまいりました。

消防団員の年手当の引上げ額については、東紀州5市町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町で協議を重ねたところ、団員の年手当は2万5,000円、災害時の出動手当は1日8,000円とし、また、訓練手当につきましては、紀北支会の訓練を紀北町と合同で行うことから、1回4,100円で引上げ額の一致が図

られました。

以上のことから、日頃から危険な職務に携わっている消防団員の処遇改善を行うことで、団員の士気向上や入団者の確保に寄与すべく、手当の見直しを行いたいと考えております。

手当の表を御覧ください。

年手当は、機器の点検や分団会議など、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が必要であることから、基本給的な性格を持つものとして年手当を支給しており、団長や副団長など、左の端の欄の階級に応じ金額を定めております。

年手当の表の一番下の行の団員の場合ですが、現行1万2,000円から、見直し案の額は2倍以上の2万5,000円としております。

この額は、県内市町の現行平均額に対し少し下回る額ですが、各市町の見直し後の額では増額を見込む市町が多く7割程度の額で、県内市町の中で東紀州5市町が横並びで一番低い額となる見込みです。

次に、出動手当・訓練手当の表を御覧ください。

出動手当は、火災や風水害等に係る出動に対しての手当で、自らも危険であるにもかかわらず、地域住民の安全安心を守るために行われる活動に係る手当であることから、相応の額として、現行の4,600円から8,000円とし、4時間に満たない場合には5,000円と2段階に分けることといたしました。

訓練手当は、紀北町と合同で訓練を実施することもあり、紀北町の現在の額4,100円まで本市の訓練手当を引き上げることとします。

2ページを御覧ください。

現行の県内市町の年手当、出動手当、訓練手当で、表の一番下の欄を御覧いただくと、年手当の平均額は2万9,776円で、尾鷲市は上から8行目ですが、平均と比べ約4割の額で、1万2,000円です。この額は低い額の市町から数えて2番目です。

出動手当の平均は4,634円で、尾鷲市は4,600円、訓練手当の平均は3,597円で、尾鷲市は3,700円とおおむね県内市町の平均額と同等であります。

下の表は、手当の最高額と最低額の市町を再掲しております。

3ページを御覧ください。

11月25日現在における県内市町の改正見込額で、表の一番下の欄を御覧いただきますと、年手当の平均は3万6,164円で、先ほども御説明いたしましたが、尾鷲市は上から8行目ですが、現在の1万2,000円から2万5,000円に改正

いたしたく、また、東紀州5市町がこの額で足並みをそろえたいと考えております。

出動手当は、4,600円から8,000円に改正し、これも東紀州5市町で足並みをそろえたいと考えております。

訓練手当は、3,700円から4,100円に改正し、これは紀北町と合同で訓練を実施することもあり、紀北町の現在の額4,100円まで本市の訓練手当を引き上げることとします。

4ページを御覧ください。

次に、消防団員条例定数の改正についてでございますが、人口の減少が著しい中において団員数も減少傾向で、ここ数年200人前後で推移しており、条例定数との乖離が顕著となってまいりました。

さきに説明いたしましたいでの上り上げ額による処遇改善に伴う入団者を見込んだ上で、条例定数を260名から220名へ改正を行いたいと考えております。

このように、年手当と出動手当は東紀州5市町と調整し、訓練手当は紀北町と調整することで団員本人の士気向上につながることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも処遇改善をいたしたく、また、定数も併せて条例改正することについて、令和4年第1回定例会において、尾鷲市消防団条例の改正を議案として上程いたしたいと考えております。よろしく申し上げます。

説明は以上であります。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 先ほどの説明の中で、国からの通達、総務省かな、の通達があったということで、東紀州5市町との調整を行ったということで、やっぱりうまいこと調整できました。

○尾上防災危機管理課長 今回は、総務省からの発出もあったということもあるんですけども、これまでは紀北町との手当等の調整をしておったんですけども、今回、年手当を見直すことに関しましては、東紀州で事務局のほうがいろいろと調整を重ねたところ、今回の改正額になった次第でございます。

○仲委員 そういうことであればよかったなと思うんですけど。

一つですね、出動手当があるわけですけど、ここ最近、出動手当出したことはあまりないんじゃないかと思うんですけど、出動の定義というのはちょっと教えてください。

○寺下防災危機管理課主任 最近の出動手当について説明させていただきます。

出動手当というのは、台風時とかでこちらのほうから警報が出て、高潮等の危ないときに、こちらの樋門の操作をお願いしますであったりとか、あとは、道路を巡回していただいて、どこか崩れておるところ、もしくは被害がないかと見ていただいたり、一番の数であります火災、火災が起こった際には消防が行くよりも早い段階で行くこともあり、そういうことをさせていただいており、最近のことでは九鬼のほうで大きな火災がありまして、建物火災があったんですけど、第一に消防団員が消火していただいて、活動をしていただいております。

幸いなことに、最近では風水害は尾鷲市はあんまり被害がなかったもので、そちらのほうの出動はここ2年ありませんので、報告いたします。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○小川委員 定数が、条例定数260人から220人に改正されて、84万4,000円削減できたということなんですけど、現在193名、この人数足りないのか、こんなものなのか、もう少し増やしたいのか、どうなんでしょうか。

○尾上防災危機管理課長 消防団員の数につきましては、もう少し増えれば、条例定数が現状260名ですので、260名までなれば幸いなんですけど、やっぱり人口減少と共にいろいろな入団促進の取組を行いましても、微減というんでしょうか、今年に関しては4名ほど増えておるんですけども、やはり消防団員の数を維持していくことが苦しい中では、220名にまず定数を減らしていただいて、220人により近い消防団員の確保に行うべく取組を続けたいと思っております。

○小川委員 これ、消防団193名となっておりますけど、名前だけ入っている、消防団に入っている方もかなりいると思うんですけど、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

○尾上防災危機管理課長 原則そういうことはないというふうに、事務局としては。訓練等の実績も事務局のほうに上がって、上げてきていただきますので、それを見る限りは、何らかの活動とかには携わっていただいておりますというふうに思っております。

○小川委員 いや、そういうふうに言われますけど、消防団に入っている、1回も訓練に出たことないという話聞いたものですから、今聞いたんです。ちゃんと把握しておいてください。

○南委員長 課長、答弁よろしいですか。

○尾上防災危機管理課長 いや、それは事務局としては、本当に消防団活動に邁進していただいておりますというふうに思っておりますので、すみません、小川委員、そういうことで御理解していただきたいと思います。

○小川委員 分かりました。

○西川委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、消防団と自衛隊員は全然別物ですよ。もし大きな災害があったときに、当然、消防団員の家も被災するわけですよ。自衛隊の場合は、自分の家が被災していても、国の命令で出動しなければなりませんね。

じゃ、消防団員の場合は、ちょっとそこはどうなるんですか。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長 消防団の場合は、まず、自分の身の安全からになります。

そして、地震、津波の場合には、この地域では津波が到達するまでの時間に猶予が短いこともありまして、まず、自分の身の安全を守るというところから、守った上でのできる活動をしていくというようなことを話し合っております。

○西川委員 そのとき、もし携帯電話が通じないときは、どうやって連絡とかを取り合うんですか、命令系統は。

○寺下防災危機管理課主任 すみません。防災行政無線であったり、消防団も個別でうちと通信できる無線機を携帯しておりますので、そちらのほうで通話、もしくは連絡を取っていきたいと考えております。

○西川委員 分かりました。頑張ってください。

○村田委員 ちょっとこれ、紀北町とか近隣の市町と協議をして上げたということでもありますけれども、これは上げてもらったら、これは結構なんですけど、上げてはまだ他市町と格差が随分あるんですね。

この辺、担当課はどういうふうに受け止めておられますか。

○尾上防災危機管理課長 今村田委員さんおっしゃられるとおり、今回の改正をもっても、特に年手当のところにつきましては最高額が7万というところもあり、それから比較すればまだ相当安いんですけども、今回、年手当、ほかの手当を見直すに当たって、尾鷲市のほうが特に考えましたのは、いろいろ各市町において財政的なものとか、いろんな事情があつて、あるんですけども、まずは、実務的に活動に赴いていただく出動手当のところと、あと消防団員としてのスキルを上げていただくための訓練を率先してしていただいております部分の措置が、これまで以上にやっぱり報いたいということで、そここのところに関しましては、おおむね平均額よ

りも上にすることができたと思っております。

年手当については、3万6,500円というところも結構多く、最高、先ほども申しましたが、7万円というところもあるんですけれども、年手当の低い部分については、今後、今回5市町で協議したように今後も調整しながら、なるべく消防団の活動に報いるように努力していきたいと思っております。

○村田委員 ぜひそうしていただきたいと思うんですけれども。

やっぱり緊急の際に自分たちが出てくるわけですから、それは自分たちの家族もおりゃ、子供もいるわけですから、その辺で大変な思いをされるわけですから。これはいつあるか、年に何回あるか分かりませんがね。なかったら何にもないんですけれども。

かといってね、やっぱり他市町との格差というのは、やっぱり賃金だけが、手当だけが全てではありませんけれども、やっぱり消防団員の士気、それから、やっぱりお金では団員がぐっと上げて来るということはないんでしょうけれども、それぞれがボランティア精神の下に来ておりますから、その辺のところを十分酌み取ってやって、他市町とあんまり格差がないようにしていただく、このことをですね、やっぱり今上げたから当分は大丈夫だろうというんじゃなくて、引き続き、その辺のところを努力していただくよう要望しておきます。お願いします。

○尾上防災危機管理課長 村田委員の御指摘のとおり、前回は平成25年に改正をしようなんですけれども、もう少し早いスパンで活動に報いるべき、適当な手当に上げていくように努力していきます。

○南委員長 他にございませんか。

○内山副委員長 教えていただきたいんですけれども、この消防団員の団員さんの中に女性の方たちも含まれているんですか。

○尾上防災危機管理課長 女性団員の方もいらっしゃいます。

○内山副委員長 大体人数はどれぐらい。

○寺下防災危機管理課主任 現在、女性で活動されていますのは14名の方が。

○南委員長 14名か。

○内山副委員長 今後も女性団員の方を増やしていくという考えは、今少なくなっておるので、考えはありますか。

○尾上防災危機管理課長 女性団員にかかわらず、消防団員の確保に向けて取組を強化していきたいと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 仲委員さんからもありましたけど、5市町でこういった歩調を合わすということはもう大変よろしいことですので、これにかかわらず情報はお互いに共有して、これからも消防団活動に励んでいただきたいと思います。

1点だけちょっと確認で。

1ページの出動手当、訓練手当て、恐らく三重県下、この形だと思んですけども、夜間出動を出しているところはないんですか。それだけちょっと1点だけ。

○寺下防災危機管理課主任 これ、私が調べた限りでは、特にそういったことを出しているところは特にありませんでした。

ただ、そこまで深くは聞いていないというところがありますので、もしかしたら出しているところもあるかもしれないということで、すみませんが。

○南委員長 実際に、台風なんか夜中に結構襲来することが多いということで、消防団の方なんか見回りしてくれるということで、いま一度、精査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、報告事項、尾鷲市国民保護計画の修正についての説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 それでは、令和3年度尾鷲市国民保護計画の修正について御報告いたします。

5ページの令和3年度尾鷲市国民保護計画の修正内容を説明させていただく前に、皆様御存じかと思いますが、改めて尾鷲市国民保護計画の作成及び修正の経緯を説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

平成16年6月に、武力攻撃事態等における国民の保護を目的とした国民保護法が成立いたしました。

続いて、平成17年3月に、国民保護計画の基となる国民の保護に関する基本指針が閣議決定されました。

翌年3月に、基本指針に基づき全都道府県が国民保護計画を作成し、本市においては、国民保護法の規定に基づき尾鷲市国民保護協議会条例を定めております。

協議会委員の構成につきましては、7ページに、尾鷲市国民保護協議会委員名簿がございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、平成19年3月に基本指針、県国民保護計画、尾鷲市国民保護協議会審議、県協議及び議会報告を経て、尾鷲市国民保護計画を作成いたしました。

その後、平成29年12月に、国民の保護に関する基本指針の変更がありました
が、喫緊の修正の必要は低いとの判断の下、大幅な変更が必要な本市の社会的特徴
であった尾鷲三田火力発電所の廃止に係る令和2年9月の石油コンビナート等特別
防災区域を指定する政令の一部改正及び令和3年3月の三重県石油コンビナート等
防災計画の修正をもって、このたびの修正に至っております。

これらの修正事項等に加え、委員の方々からの意見も踏まえまして修正案を作成
し、令和3年11月17日に、令和3年度尾鷲市国民保護協議会を開催し、承認を
得ました。

その後、県との協議を行い、12月1日承認を得ましたので、国民保護法第35
条第6項に基づきまして、本日、議会に御報告するものであります。

それでは、5ページにお戻りください。

令和3年度尾鷲市国民保護計画修正内容については、このたびの尾鷲市国民保護
計画の概要及び修正の要点をまとめたものでございます。

まず第1に、国民保護計画とはでございますが、尾鷲市国民保護計画は、国民保
護法と国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画に基づき、尾鷲市の地域を
所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する尾鷲市国民保護協議会が作
成及び修正する計画でございます。

尾鷲市の地域に係る武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守
るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を定めてお
ります。

第2に、修正の背景・目的でございます。

修正の背景・目的としましては、本市の社会的特徴であった石油コンビナートは
攻撃対象施設になり得る施設でありましたが、尾鷲三田火力発電所が廃止されたこ
とにより、尾鷲地区が特別防災区域の要件を満たさなくなったため、大幅に記述の
見直しが必要となりました。

また、国民の保護に関する基本指針の変更に基づく修正や事業者名等の数値につ
いても、変更の必要な箇所がございました。

このような状況において、より実践的な国民保護体制を確立し、より実効性のあ
る国民保護対策を推進するため、尾鷲市国民保護協議会委員の皆様からの御意見も
踏まえ、令和3年度の修正を行いました。

第3に、主な修正点でございます。

まず、①ですが、修正の背景・目的でも御説明いたしましたが、平成29年12

月19日の国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正を行いました。

次に、②ですが、法律や事業所、部署名等の修正や調査に基づく人口等の数値の修正を行いました。

次に、③ですが、尾鷲三田火力発電所が廃止されたことにより、尾鷲地区が特別防災区域の要件を満たさなくなったため、それに係る記載を削除いたしました。

最後に、④ですが、国道42号熊野尾鷲道路や紀勢自動車道が尾鷲市まで整備されたことにより、避難や輸送の際の経路が変わったことによる修正を行いました。

なお、別冊資料といたしまして、修正後の計画である尾鷲市国民保護計画令和3年12月と、詳細な修正箇所につきましての資料として、尾鷲市国民保護計画新旧対照表、また、修正前の計画である尾鷲市国民保護計画平成19年3月を参考として載せさせていただいております。

以上で尾鷲市国民保護計画修正報告についての御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、審査を終了いたします。ありがとうございました。

これで本日の常任委員会の……。ああ、そうか、すみません。すみませんでした。

水産農林課丸茂調整監より、マハタのグランプリ第2位に入ったということでございますので、御報告をお願いいたします。構わんの。

○丸茂水産農林課調整監 今委員長のほうから結果の報告……。

○南委員長 えらいすみませんでした。申し訳ございません。

○丸茂水産農林課調整監 F i s h - 1 グランプリについて御報告いたします。

先日来お伝えしていましたが、全国大会である「第2回おうちでF i s h - 1 グランプリ－ONLINE－」の結果が出ました。

結果については、昨日、タブレットのほうでも配信いたしましたが、プレスリリースもいたしましたので、この場で改めて口頭でも御報告いたします。

三重漁連から出品していた幻の高級魚おわせマハタ井は、10商品中第2位の準グランプリを受賞することができました。

これも尾鷲予選を開催していただいた商工会議所や参加した市内飲食店はじめ、

多くの市民の皆様にも購入したり宣伝していただいたりといろいろお力添えいただいたたまものと存じております。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

賞を取れたことはうれしいんですけども、賞を取って終わりではなく、これを生かして、今後のPRをさらに生かしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

特に丸茂調整監の、大方尾鷲に来て久しくなってきたんですけども、ぜひとも東京のほうへも発信をしていただきたいと思いますので、これを契機にマハタのブランド化に再度、再認識を持って努めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

質疑はなかった。

○小川委員 何年か前に、尾鷲マハタということで県がブランドの認定していただきまして、タグとかもつけていただきました。その後、消えていったのかなと思うんですけど、あれ、どうなっているか御存じでしょうか、今現在。県がブランド化したと思うんですけど、尾鷲マハタで。

○丸茂水産農林課調整監 県がおわせマハタ協議会というのをつくっていて、今もそれはあるんですけども、正直あんまり活動が見えてこないというか、下火とかになっているふうには感じておりますので、尾鷲市からもどんどん発信して、県も巻き込んでPRをさらに強めていきたいと思っております。

タグとか、ごめんなさい、正直私も見たことがなくてですね。そういったことも含めてちょっと検討していきたいと思っておりますけれども。

○南委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他にないようですので、議長から発言を求められております。

○三鬼議長 委員会の皆さん、御苦労さまでございます。連絡事項がございます。

今皆さんがお使いのタブレットにつきましては、バッテリーの問題であるとかということで更新するということは前もって知っておりましたが、新しいのが準備できましたので、その移行のために、本日終了後、タブレットを議会事務局のほうにか、この場所へ今置いておいてもらっても結構ですので、そのようにしていただきたい。

それから、年内中に新しいタブレットからデータの移行というか、ふだんの皆さ

んのスマホの機種替えみたいな形でしますので、議会に関するメールと、それから今サイドブックについては、一緒のものが新しいのへ移るだけです。

ただ、議員の皆さんが自分で資料としてダウンロードしたところについては消えてしまう可能性もあるので御理解いただきたい。データ移行は、年内中にするつもりですけれども、何らかの格好で議会から連絡があったら、議会事務局から一旦電話等で連絡しますので、こちらへ来られる方は、利用して新しいのを年末にでも持っていていただくといいんですし、最悪どないしても来られないという方はしばらくお預かりしまして何らかの格好お渡しするようにさせていただくということ。

その間、タブレットは預けていただいております間、これまでメールで皆さんに連絡するというのを原則行っておりますが、この間については電話であるとか、そういったものの媒体を使って皆さんに連絡しますし、こういった仕事をしなくちゃいけないときは、ちょっと紙媒体になるかも分からないんですけど、そういった対応でさせていただくのでお願いします。

また、古いタブレットにつきましては、一応備品としておりますので、精査した上で、リセットすることによって、買ったときのバッテリーとか、その性能はどうかというのはあるんですけど、またその後、貸出し用であるとか行政側が使うとかというので利用をする予定ですので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点、昨日終わりました定例会における一般質問につきまして、12月20日月曜日から再放送をさせていただきます。一応2人ずつので登壇した順番になろうかと思いますが、それを1日2回という形で放映させていただきます。

私のほうからの報告は以上です。

○南委員長　　はい。

○小川委員　　1点いいですか。タブレット返却については充電器も入っている。

○三鬼議長　　あわせて充電器も返却をお願いします。新しい充電器も新しいタブレットと一緒にお渡しします。

(午前11時49分 閉会)